

額中給ス

四、本覚書ハ絶対的ノモノニ付不承認ナル時ハ後表交渉
ノ一切ヲ拒絶ス

以下余白

大正亜鉛鍍工業所

各自不承認ノ臭アレハ出頭シテ質問セラレタシ此覚書ハ各自ニ
報告渡レカアルヤ天計ラレスト恩ヒ送附致ス

特秘勞第一二六〇一號

大正十二年十二月十四日

大阪府知事 中川 望

12.12.19

925

内務大臣 後藤 新平 毅
 社会局長 官田 宏毅
 警視總監 湯浅 平毅
 京都府知事 池田 和毅
 兵庫縣知事 半藤 廣毅
 大阪地方裁判所 藤原 正毅

大正亜鉛鍍工業所労働争議ニ関スル件 (第一回報)

首領争議ニ屢報如ク勞資両者共互ニ屈服ヲ待チ
ソアル状態ナルカ仲裁者ヲ派シ終結ヲ期ス